

# 志布志市健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項に規定に基づき、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）が平成19年6月に公布され、この法律により、地方公共団体は毎年度決算に基づき健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなりました。このことから今回、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について公表します。

**実質赤字比率**  
実質赤字額はありません

1年の間に入ってきた金額（歳入）より使った金額（歳出）が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。

一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。この比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。

志布志市は一般会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

**連結実質赤字比率**  
連結実質赤字額はありません。

市のすべての会計を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

志布志市は、全ての会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

**実質公債費比率 9.8%**

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。

よって、財政の弾力が低下し、他の経費節減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

**将来負担比率 84.3%**

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。

この比率が高い場合、市の財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、将来財政運営を圧迫する可能性があります。

**資金不足比率**  
志布志市はありません

公営企業の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。

公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。

この比率が高くなるほど、料金収入等により赤字を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は下表のとおりです。志布志市の平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回っています。

実質公債費比率が減少した要因は、標準財政規模（普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額）が増加したためです。

将来負担比率が減少した要因は、公営企業債等繰入見込額や退職手当見込額が減少したことなどにより、将来負担額が26,990千円減少したうえ、基金を積み立てたことなどにより、充当可能財源等が900,043千円増加したためです。

なお、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの志布志市の財政状況が厳しいことには変わりなく、これからも行政改革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。

一般会計等	↑ 実質赤字比率 ↓				
志布志市において は一般会計のみ	↑ 連結実質赤字比率 ↓				
公営事業会計	↑ 実質公債費比率 ↓				
国民健康保険特別会計	↑ 将来負担比率 ↓				
介護保険特別会計	↑ 資金不足比率 ↓				
後期高齢者医療特別会計					
老人保健特別会計					
公営企業会計					
水道事業会計					
下水道管理特別会計					
公共下水道事業特別会計					
国民宿舎特別会計					
一部事務組合・広域連合					
大隅曾於地区消防組合					
曾於南部厚生事務組合					
曾於北部衛生処理組合					
鹿児島市町村総合事務組合					
鹿児島県後期高齢者医療広域連合					
曾於地区介護保険組合					
曾於地域公設地方卸売市場管理組合					
地方公社・第三セクター等（注）					
志布志市土地開発公社					
曾於東部土地改良区					
曾於南部土地改良区					
平成22年度 志布志市	-	-	9.8	84.3	-
早期健全化基準 （イエローカード） 資金不足比率については、 経営健全化基準	13.08	18.08	25.0	350.0	20.0
財政再生基準 （レッドカード）	20.00	35.00	35.0		
平成21年度 志布志市	-	-	10.3	99.5	-
平成20年度 志布志市	-	-	10.4	111.1	-

（注）：第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セクター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。

断用会負「率て影タ計  
しい計担実」の響「と財  
までご比質、会を等公政  
す。そと率公「計及を管健  
れの「債連をば含事全  
ぞ「の費結対すめ業化法  
の金指率質に能市計に  
基不標「赤「性「のやより  
準足と及字実の財第三、  
に比公び比質ある運三普  
よ率営「率赤る運三セ通  
り「企将「字す営ク通  
判を業来、比べに

どうやって健全度を判断するの？

響な金サとす。一定赤  
をくなく再破。字割額  
及などび建た。をが超  
ぼりのスす。引のるす  
す、のるす。こ市き低  
と民上下と、と、  
に生げやと。な状態な  
な活を市な国。の態を  
りにせ税り、の。政を  
ま大ざや、関。政言  
す。き公市与。の規  
なを共民の。い模  
影得料も。まの

「財政健全化法」って何だろう？

法状子地へ力が政張  
律況エ方レ「破市財  
でのツ公ド）期んよ健  
す改ク共カ、健をう全  
善す団カ「全未な化  
をる体「化然地法  
早期と財「財段に方と  
にに政「政階防公は、  
促よ悪の再へぐ共、  
すり化2生いた団北  
た、を段段工め、体海  
め財「階階口、の道  
の政で「国財

関係変公を方なさ  
与告更共行公場れ計  
すしな団う共合ま画  
る、ど体こ団はすの  
こよのにと体、実  
とり措対とに国取施  
に強置しな対まり状  
なくを予りした組況  
り財講算ま必はみは  
ま政ずやす要県が毎  
す運る計「なが不年  
営よ画地勤、十公  
にうの方告地分表

はそれぞれ計画を作ったあと

告決と画計 経営 実生 色なこ管 財 けしま政 早期  
すを各との画公 施計 早々いと理財 政 からのすの自  
す各経計 なにを営 義を健制借なも再 財 ずの自  
す経計 たり策企 務策全約金りと生 再 主  
こと公策定後、は、全自に経え た 再 健  
なり、は、全自に経え た 再 健  
ます、は、全自に経え た 再 健  
す。知議を的営 図か健 するつ全 再 再  
事への報 議 こ計化 の再 等

